

本年度検討した内容を実効していくための主体と役割(案)

各主体において以下のような役割、取組みが求められるのではないか。

■ガイドラインの内容を取り組みとして具体化し、「自主行動宣言」に反映する

- 加工食品の物流に関わる荷主・物流事業者などの主体は、ガイドラインの内容を取り組みとして具体化し、ホワイト物流の「自主行動宣言」に反映し、責任をもって施策を推進する。

■ガイドラインの取組みを、具体的な業界のルールとして徹底し、消費者等の理解を得る

- 加工食品のサプライチェーンに関わる各プレイヤーは、ガイドラインにおいて明示される取組施策について、各業界団体のルールとして関係者において具体化・共有し、施策の推進を加工食品業界の末端の現場まで徹底する。また、加工食品のサプライチェーンは商品や地域によって状況が異なることがあるので、必要に応じ取扱商材や地域ごとにこれらを明らかにし、その内容を周知させる。
- 各業界団体は継続的にガイドラインに従った取組みの進捗状況をフォローアップする。
- 消費者から賞味期限の記載や包装変更を含む様々な施策への理解と協力を得られるよう、最終消費者や小売等への周知を通じて施策の浸透を図る。
- 加工食品のサプライチェーンに関わる関連省庁では、政府広報の活用、各団体やメディアとの連携を通じ、ガイドラインの周知を広く図るとともに、ガイドラインに従って荷主・物流事業者などの主体や関係団体が取組みを実施することを支援する。